

意見書

平成 20 年 9 月 26 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室 御中

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義
電話番号 03-6889-1420
電子メールアドレス
SBBRD-sougo-g@bb.softbank.co.jp

「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関する検討会報告書案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関する検討会」報告書案に対する意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

記

1. 意見書案全体について

- ・ 信書の送達サービス受付用に115番を使用できることは、利用者の利便性向上の観点において有益であると考えことから本報告書案に賛成いたします。

2. 第5章(3)「115番で受付を行う信書の送達サービスの具体的基準について」の⑤、⑥及び⑦について (P.29～)

- ・ 「現在電報受付に接続している電話について、115番により発信した場合の接続先として、電報受付と信書の送達サービス受付を含む複数のサービス受付から一つを選択できるようになる場合」は、NTT東西殿の電報サービスが選べることから、サービスの変更後においてもその品質に大きな変更や影響が生じないものと想定されます。
- ・ ただし、サービスを変更する電気通信事業者及び当該サービスに参入される新規信書便事業者殿にとって、指針となるべき具体的な基準(ガイドライン等)において、「現在電報受付に接続している電話について、115番により発信した場合の接続先として、電報受付と信書の送達サービス受付を含む複数のサービス受付から一つを選択できるようになる場合」及び「現在電報受付に接続している電話について、115番により発信した場合の接続先を、電報受付から信書の送達サービス受付に切り替える場合」のそれぞれのパターンに応じた基準を検討することは、利用者の利便性の観点から必要と考えます。
- ・ なお、「現在電報受付に接続していない電話について、115番により発信した場合、新たに信書の送達サービス受付に接続されるようになる場合」及び「現在電報受付に接続していない電話について、115番により発信した場合の接続先として、電報受付と信書の送達サービス受付を含む複数のサービス受付から一つのサービス受付を選択できるようになる場合」については、今後新規に115番のサービスを始めることから、各電気通信事業者と各新規信書便事業者が具体的な基準(ガイドライン等)を参考にしつつ各社判断にてサービス提供条件を検討することが相応しいと考えます。

以上